

添付書類（河川砂利）

番号	添付書類	作成要領
1	事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・採取目的、位置図、採取方法、搬出経路図、砂利の用途及び採取量、濁水対策、過積載防止対策、採取期間、作業工程表、出来形管理、写真管理、緊急連絡先等の事業計画を記載する。 ・以下の添付書類と重複する場合は、事業計画書に含めるものとする。
2	砂利採取場の位置を示す5万分の1の地図 (規則第3条2項1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・採取予定地を○印で示し、「申請箇所」と朱書きすること。 ・砂利を洗浄するときは、洗浄施設の位置及び搬出路を記載すること。
3	砂利採取場及びその周辺の状況を示した見取図 (規則第3条2項2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・採取範囲、沈殿池、水切り場等の場所を明示すること。 ・採取場に隣接する物件を記載すること。(学校、人家、農地等) ・国県道に至るまでの運搬路を記載し、隣接する物件を上記同様に記載すること。
4	掘削または切土に係る土地の実測平面図 (規則第3条2項3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺は、100分の1から2,500分の1とすること。 ・搬出路及び砂利洗浄施設の位置を明示すること。 ・堤防等の河川工作物及び周辺の主要構造物(橋梁等)から申請位置までの保安距離を記載すること。 ・横断測点を記載すること。 ・法29条の標識、注意標識、標杭、丁張り、搬出入口の場所を記載すること。 ・河川区域、河川保全区域、官民界を明示すること。 ・掘削または切土箇所について、河川区域内を赤、河川保全区域内を緑、その他箇所を黄で着色すること。 ・測量年月日を記載すること。
5	採取区域の求積図 (実測平面図に併記可)	<ul style="list-style-type: none"> ・面積計算がわかるものとし、余白に計算表等を記載すること。

6	<p>掘削または切土に係る土地の実測縦断図及び実測横断図に当該土地の計画地盤を記載したもの (規則第3条2項4号)</p>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況地盤高、計画地盤高、最深河床高、掘削底面高、水位、河川管理施設、許可工作物等を明示すること。 ・基準となる河川管理施設及び許可工作物からの保安距離を記載すること。 ・掘削または切土箇所について、河川区域内を赤、河川保全区域内を緑、その他箇所を黄で着色すること。 ・測量年月日を記載すること。 <p>【縦断図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺は縦100分の1、横1,000分の1を基本とする。 ・掘削または切土箇所の中心部の縦断面とすること。 ・掘削または切土箇所の上下流100mの範囲まで記載すること。 <p>【横断図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺は100分の1を基本とする。 ・少なくとも左右岸いずれか一方の堤防及び河床を記載し、申請区域より余裕50mをとること。 ・横断測点間隔は20mを基本とし、最大でも50m以内とすること。 ・河川区域、河川保全区域、官民界を明示すること。 ・掘削勾配を記載すること。
7	<p>砂利採取法第3条の登録を受けていることを示す書面 (規則第3条2項5号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県から交付を受けた最新の登録(変更)通知書の写しを添付すること。
8	<p>砂利採取場を管理する事務所の名称及び所在地、当該事務所の業務主任者の氏名、並びに当該業務主任者が当該砂利採取場において認可採取計画に従って砂利の採取が行われるよう監督するための計画を記載した書面 (規則第3条2項6号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該砂利採取場を管理する事務所の名称、所在地を明記すること。 ・当該事務所の業務主任者氏名を記載すること。 ・業務主任者が監督する事項等を具体的に記載すること。(参考様式1の1)

9	業務主任者が他の採取場での監督等の兼務状況を記載した書面	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時において、現に認可を受けている採取計画の認可期間、進捗状況、監督状況等を記載すること。 (参考様式1の2)
10	砂利採取場で砂利の採取を行うことについて、申請者が権原を有すること、または権限を取得する見込みが十分であることを示す書面 (規則第3条2項7号)	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の土地において採取を行う場合は、当該土地の登記簿謄本とすること(申請前3か月以内に取得したもの)。 ・他人の土地において採取を行う場合は、土地所有者または耕作者等と申請者の間の契約書の写しを基本とし、契約条項等を定めない場合は同意書とすること。
11	砂利採取計画に関し、他の行政庁の許可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面、または受ける見込みに関する書面 (規則第3条2項8号)	<ul style="list-style-type: none"> ・砂利の採取または事業に関し、他の行政庁の許可、認可を受け、または届出を要するときは、一覧表に該当の有無、許可年月日等を記載すること。(参考様式1の3)
12	管轄建設事務所長が必要と認める関係者等の同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・必要により、市町村長、自治会、隣接土地所有者、漁業関係者、利水者、許可工作物施設管理者、搬出路に私道を通行する場合の私道管理者等の同意書を添付すること。
13	跡地整備に係る保証書	<ul style="list-style-type: none"> ・協同組合等団体で申請するときは、一般社団法人長野県砂利砕石業協会の副申書とすること。 ・上記以外の場合は、過去3年以上の採取実績を有し、その間不正・不当な行為の無い同一地区の2社以上の砂利採取業者の保証書とすること。(参考様式1の4) ・副申書・保証書は、地盤沈下の被害も合わせて保証するものとする。
14	土地台帳図または公図写し図	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局より取得したものとする(申請前3か月以内に取得したもの)。 ・申請区域の形状、河川区域、河川保全区域、官民界を明示すること。 ・申請区域及び隣接地の所有者等を記載すること。

15	写真	申請区域周辺の状況がわかる写真とすること。
16	河川法許可申請書	・河川法第 23 条、24 条、26 条 1 項及び 55 条 1 項の許可を要するときは、原則として同時に申請すること。